

第十一章 決算

本會ハ毎年三月三十一日及九月三十日ノ二期ニ於テ決算

ヲ行ヒ顧問ノ場合ノ検閱ヲ受ケ一般會員ニ報告ス

第十四條

本會ハ每年三月三十一日及九月三十日ノ二期ニ於テ決算

但シ収支ノ場合ハ常務委員全部ノ調印ヲ要ス

第十二章 積立金保管

本會ノ積立金ハ成規ノ手續ヲ經テ確實ナル銀行ニ預ケス

第十五條

但シ収支ノ場合ハ常務委員全部ノ調印ヲ要ス

第十六條

本會ハ必要ニ應ジ會報ヲ發行シ會員ノ動靜其他ノ事項ヲ

報告スルコトアルベシ

第十七條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第十八條

本會ハ積立金ヲ以テ追テ規定スル方法ニ據リ救濟其他ノ

事業ヲ行フ

第十九條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十一條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十二條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十三條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十四條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十五條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十六條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十七條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十八條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第二十九條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ

第三十條

本會ハ會ノ目的ヲ達スル爲見學、講話、茶話會等ヲ催ス

コトアルベシ